

当社は、一般社団法人投資信託協会（以下、「協会」という。）の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イ、及び第18号イの規定に基づき、別紙様式第21号の「正会員の財務状況等に関する届出書、及び別紙様式第21－②号の「正会員の財務状況等に関する変更届出書」（別紙様式第21号及び第21－②号を合わせて、以下、「協会報告書面」という。）を協会に提出し、当社の HP に当該協会報告書面を掲載するとともに、協会 HP に当社の当該掲載箇所への直接のリンク先を登録しております。

当社が、関東財務局長に提出した特定有価証券の有価証券報告書及び半期報告書は、EDINETにて閲覧が可能です。

なお、協会報告書面中の監査報告書／中間監査報告書は、監査報告書／中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2020 年 12 月 25 日

一般社団法人 投資信託協会
会 長 松谷 博司 殿

東京海上アセットマネジメント株式会社
代 表 取 締 役 社 長 後藤 俊夫 ⑩

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

2020年11月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

- ①運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。
- ②運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。
- ③決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。
- ④売買の執行はトレーディング部が行います。
- ⑤運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。
- ⑥運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2020年11月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	171	2,901,839
単位型公社債投資信託	2	7,268
単位型株式投資信託	7	23,774
合計	180	2,932,882

3. 委託会社等の経理状況

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	17,817,927	19,928,671
前払費用	208,412	207,883
未収委託者報酬	1,954,575	2,864,007
未収収益	1,951,601	2,126,212
未収入金	1,809	101,676
その他の流動資産	21,491	22,090
流動資産計	21,955,817	25,250,541
固定資産		
有形固定資産	* 1 509,917	* 1 576,200
建物	379,427	388,342
器具備品	130,490	187,858
無形固定資産	53,138	5,385
電話加入権	3,795	3,795
ソフトウェア仮勘定	49,343	1,590
投資その他の資産	2,769,418	2,987,389
投資有価証券	43,201	65,610
関係会社株式	1,673,049	1,673,049
その他の関係会社有価証券	31,200	31,200
長期前払費用	28,546	32,906
敷金	450,632	450,632
その他長期差入保証金	10,030	10,030
繰延税金資産	532,758	723,961
固定資産計	3,332,475	3,568,975
資産合計	25,288,293	28,819,517
負債の部		
流動負債		
未払金	2,534,676	2,555,940
未払手数料	872,217	1,315,027
その他未払金	1,662,458	1,240,912
未払費用	455,110	544,639
未払消費税等	73,427	367,506
未払法人税等	698,000	1,347,000
預り金	54,312	43,576
前受収益	3,353	3,128
賞与引当金	313,291	244,679
流動負債計	4,132,173	5,106,470
固定負債		
退職給付引当金	378,099	750,413
固定負債計	378,099	750,413
負債合計	4,510,272	5,856,883
純資産の部		
株主資本	20,775,924	22,965,811
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	400,000	400,000
その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	18,375,924	20,565,811

利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	17,875,924	20,065,811
特別償却準備金	16	0
繰越利益剰余金	17,875,907	20,065,811
評価・換算差額等	2,096	△ 3,177
その他有価証券評価差額金	2,096	△ 3,177
純資産合計	20,778,021	22,962,634
負債・純資産合計	25,288,293	28,819,517

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	12,725,446	16,536,369
運用受託報酬	9,897,931	9,077,029
投資助言報酬	69,049	60,786
その他営業収益	328,576	412,354
営業収益計	23,021,003	26,086,540
営業費用		
支払手数料	5,892,133	7,818,291
広告宣伝費	212,070	254,153
調査費	5,956,517	5,425,141
調査費	3,009,203	2,525,312
委託調査費	2,947,314	2,899,828
委託計算費	119,436	122,584
営業雑経費	238,392	285,550
通信費	32,765	35,052
印刷費	167,851	205,117
協会費	20,903	24,696
諸会費	8,374	12,157
図書費	8,498	8,525
営業費用計	12,418,551	13,905,720
一般管理費		
給料	3,450,052	3,509,999
役員報酬	117,075	112,566
給料・手当	2,360,494	2,541,727
賞与	972,483	855,706
交際費	19,897	17,797
寄付金	131	5,833
旅費交通費	200,290	174,094
租税公課	139,043	164,117
不動産賃借料	377,671	375,694
退職給付費用	113,433	466,387
賞与引当金繰入	313,291	244,679
固定資産減価償却費	106,175	118,517
法定福利費	567,366	580,893
福利厚生費	10,913	9,971
諸経費	480,371	482,967
一般管理費計	5,778,637	6,150,953
営業利益	4,823,815	6,029,866
営業外収益		

受取利息		421		434
受取配当金	* 1	5,041	* 1	4,704
匿名組合投資利益	* 1	59,798	* 1	39,334
雑益		16,161		10,094
営業外収益計		81,422		54,568
営業外費用				
為替差損		33,574		15,577
雑損		2,395		5,174
営業外費用計		35,970		20,752
経常利益		4,869,267		6,063,682
特別損失				
器具備品除却損		0		545
特別損失計		0		545
税引前当期純利益		4,869,267		6,063,137
法人税、住民税及び事業税		1,551,497		2,044,481
法人税等調整額		△ 45,612		△ 188,875
法人税等合計		1,505,884		1,855,605
当期純利益		3,363,382		4,207,531

(3) 株主資本等変動計算書

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金	
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	38	16,414,098
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,901,595
特別償却準備金の取崩					△ 21	21
当期純利益						3,363,382
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 21	1,461,809
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	16	17,875,907

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,914,136	19,314,136	2,577	2,577	19,316,713
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,901,595	△ 1,901,595			△ 1,901,595
特別償却準備金の取崩	-	-			-
当期純利益	3,363,382	3,363,382			3,363,382
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 480	△ 480	△ 480

当期変動額合計	1,461,787	1,461,787	△ 480	△ 480	1,461,307
当期末残高	18,375,924	20,775,924	2,096	2,096	20,778,021

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金	
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	16	17,875,907
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,017,644
特別償却準備金の取崩					△ 16	16
当期純利益						4,207,531
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 16	2,189,903
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	20,065,811

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	18,375,924	20,775,924	2,096	2,096	20,778,021
当期変動額					
剰余金の配当	△ 2,017,644	△ 2,017,644			△ 2,017,644
特別償却準備金の取崩	-	-			-
当期純利益	4,207,531	4,207,531			4,207,531
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 5,273	△ 5,273	△ 5,273
当期変動額合計	2,189,887	2,189,887	△ 5,273	△ 5,273	2,184,613
当期末残高	20,565,811	22,965,811	△ 3,177	△ 3,177	22,962,634

注記事項

重要な会計方針

第35期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券	
移動平均法による原価法	
(2) その他有価証券	
時価のあるもの	
決算日の市場価格等に基づく時価法	
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）	

時価を把握することが極めて困難と認められるもの
移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

第35期

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

第35期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
(退職給付債務の計算方法の変更) 当社は、退職給付債務の計算方法について、従来まで期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法によっておりましたが、従業員数の増加に伴い当事業年度より原則的な方法に変更しております。この変更に伴い、当事業年度末における退職給付引当金が319,413千円増加し、同額を退職給付費用として一般管理費に計上しております。

(貸借対照表関係)

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 81,793千円 器具備品 498,485千円 リース資産 3,918千円	建物 114,303千円 器具備品 364,003千円

(損益計算書関係)

第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	第35期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。	* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。
関係会社からの受取配当金 4,800千円 関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配 59,798千円	関係会社からの受取配当金 2,400千円 関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配 39,334千円

(株主資本等変動計算書関係)

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	2018年4月1日 現在	増加	減少	2019年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2018年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額

1,901,595千円

(ロ) 1株当たり配当額	49,650円
(ハ) 基準日	2018年3月31日
(ニ) 効力発生日	2018年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2019年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,017,644千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	52,680円
(ニ) 基準日	2019年3月31日
(ホ) 効力発生日	2019年6月28日

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	2019年4月1日 現在	増加	減少	2020年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2019年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,017,644千円
(ロ) 1株当たり配当額	52,680円
(ハ) 基準日	2019年3月31日
(ニ) 効力発生日	2019年6月28日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2020年6月26日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,403,708千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	62,760円
(ニ) 基準日	2020年3月31日
(ホ) 効力発生日	2020年6月26日

(リース取引関係)

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用していましたが、当事業年度においてリース契約が満了しております。

2. リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	第35期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 ② 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 ③ 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 同左 ② 市場リスク 同左 ③ 流動性リスク 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第34期（2019年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	17,817,927	17,817,927	-
(2)未収委託者報酬	1,954,575	1,954,575	-
(3)未収収益	1,951,601	1,951,601	-
(4)未収入金	1,809	1,809	-

(5) 投資有価証券 其他有価証券	43,201	43,201	-
(6) 預り金	(54,312)	(54,312)	-
(7) 未払金	(2,534,676)	(2,534,676)	-
(8) 未払費用	(455,110)	(455,110)	-
(9) 未払消費税等	(73,427)	(73,427)	-
(10) 未払法人税等	(698,000)	(698,000)	-

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

第35期（2020年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金・預金	19,928,671	19,928,671	-
(2) 未収委託者報酬	2,864,007	2,864,007	-
(3) 未収収益	2,126,212	2,126,212	-
(4) 未収入金	101,676	101,676	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	65,610	65,610	-
(6) 預り金	(43,576)	(43,576)	-
(7) 未払金	(2,555,940)	(2,555,940)	-
(8) 未払費用	(544,639)	(544,639)	-
(9) 未払消費税等	(367,506)	(367,506)	-
(10) 未払法人税等	(1,347,000)	(1,347,000)	-

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在
(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等 同左
(5) 投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(5) 投資有価証券 同左

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在
----------------------	----------------------

以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。		以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。	
(単位：千円)		(単位：千円)	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額
子会社株式	1,640,302	子会社株式	1,640,302
関連会社株式	32,747	関連会社株式	32,747
その他の関係会社	31,200	その他の関係会社	31,200
有価証券		有価証券	
敷金	450,632	敷金	450,632
その他長期差入保証金	10,030	その他長期差入保証金	10,030

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在
該当事項はありません。	同左

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額
第34期 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	17,817,465	-	-	-
未収委託者報酬	1,954,575	-	-	-
未収収益	1,951,601	-	-	-
未収入金	1,809	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	8,308	13,426	5,810	-
合計	21,733,759	13,426	5,810	-

第35期 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	19,928,370	-	-	-
未収委託者報酬	2,864,007	-	-	-
未収収益	2,126,212	-	-	-
未収入金	101,676	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	2,247	21,678	22,121	-
合計	25,022,515	21,678	22,121	-

(有価証券関係)

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在
----------------------	----------------------

1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	27,344	22,052	5,292
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	15,856	18,126	△2,269
合計	43,201	40,179	3,022

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	32,071	27,816	4,254
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	33,538	42,372	△8,834
合計	65,610	70,189	△4,579

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券
同左

(退職給付関係)

第34期

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	386,552千円
退職給付費用	38,082千円
退職給付の支払額	△37,318千円
確定拠出年金制度への移管額	△9,217千円
退職給付引当金の期末残高	378,099千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	378,099千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	378,099千円
退職給付引当金	378,099千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	378,099千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	28,865千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、62,736千円であります。

第35期

自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

当社は当事業年度より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	378,099千円
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	319,413千円
勤務費用	70,137千円
利息費用	1,378千円
数理計算上の差異の発生額	△11,130千円
退職給付の支払額	△9,404千円
確定拠出年金制度への移管額	△9,212千円
退職給付債務の期末残高	739,283千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	739,283千円
未積立退職給付債務	739,283千円
未認識数理計算上の差異	11,130千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	750,413千円
退職給付引当金	750,413千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	750,413千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	70,137千円
利息費用	1,378千円
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	319,413千円
その他	9,272千円
確定給付制度に係る退職給付費用	400,202千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.4%
-----	------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、66,184千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	115,773千円	229,776千円
未払金	3,921千円	3,802千円
賞与引当金	95,929千円	74,920千円
未払法定福利費	10,904千円	9,935千円

未払事業所税	3,587千円	3,672千円
未払事業税	40,339千円	70,737千円
未払調査費	83,845千円	82,822千円
減価償却超過額	98,061千円	124,870千円
繰延資産超過額	1,733千円	3,293千円
未払確定拠出年金	1,664千円	1,666千円
未収実績連動報酬	3,881千円	21,260千円
過大確定拠出年金掛金	19千円	-
その他有価証券評価差額金	-	1,402千円
未払費用	74,029千円	95,799千円
繰延税金資産小計	533,691千円	723,961千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	533,691千円	723,961千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	7千円	0千円
その他有価証券評価差額金	925千円	-
繰延税金負債合計	932千円	0千円
繰延税金資産の純額	532,758千円	723,961千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期 (2019年３月31日現在)	第35期 (2020年３月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	同左

(セグメント情報等)

第34期 自 2018年４月１日 至 2019年３月31日	第35期 自 2019年４月１日 至 2020年３月31日
[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。 当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。 [関連情報] １．製品及びサービスごとの情報	[セグメント情報] 同左 [関連情報] １．製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。	同左						
2. 地域ごとの情報	2. 地域ごとの情報						
(1) 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。	(1) 営業収益 (単位：千円)						
	<table><tr><td>日本</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>23,387,535</td><td>2,699,004</td><td>26,086,540</td></tr></table>	日本	その他	合計	23,387,535	2,699,004	26,086,540
日本	その他	合計					
23,387,535	2,699,004	26,086,540					
	(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。						
(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。	(2) 有形固定資産 同左						
3. 主要な顧客ごとの情報	3. 主要な顧客ごとの情報						
(1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）	(1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）						
(2) 委託者報酬 3,641,416千円	(2) 委託者報酬 5,339,902千円						
(3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント	(3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント						

(関連当事者情報)

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

（1株当たり情報）

第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	542,507円07銭
1株当たり当期純利益金額	87,816円78銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	20,778,021千円
純資産の部の合計額から控除する金額	—
普通株式に係る当期末の純資産額	20,778,021千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	3,363,382千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益金額	3,363,382千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	599,546円59銭
1株当たり当期純利益金額	109,857円21銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	22,962,634千円
純資産の部の合計額から控除する金額	—
普通株式に係る当期末の純資産額	22,962,634千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,207,531千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益金額	4,207,531千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

中間財務諸表
中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (2020年9月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		18,848,643
前払費用		152,063
未収委託者報酬		2,858,500
未収収益		2,709,132
未収入金		5,015
その他の流動資産		17,598
流動資産計		24,590,953
固定資産		
有形固定資産	* 1	547,334
建物		371,449
器具備品		175,884
無形固定資産		54,881
電話加入権		3,795
ソフトウェア		21,589
ソフトウェア仮勘定		29,496
投資その他の資産		3,153,636
投資有価証券		49,680
関係会社株式		1,673,049
その他の関係会社有価証券		31,200
長期前払費用		33,996
敷金		450,632
その他長期差入保証金		10,030
繰延税金資産		905,047
固定資産計		3,755,852
資産合計		28,346,806
負債の部		
流動負債		
未払金		2,507,564
未払手数料		1,304,670
その他未払金		1,202,894
未払費用		462,478
未払消費税等	* 2	280,896
未払法人税等		1,169,000
預り金		56,644
前受収益		13,316
賞与引当金		532,488
流動負債計		5,022,389
固定負債		
退職給付引当金		775,259
固定負債計		775,259
負債合計		5,797,649
純資産の部		
株主資本		22,544,840
資本金		2,000,000
資本剰余金		400,000
その他資本剰余金		400,000

利益剰余金	20,144,840
利益準備金	500,000
その他利益剰余金	19,644,840
特別償却準備金	0
繰越利益剰余金	19,644,839
評価・換算差額等	4,317
その他有価証券評価差額金	4,317
純資産合計	22,549,157
負債・純資産合計	28,346,806

中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	8,917,288
運用受託報酬	4,351,288
投資助言報酬	29,229
その他営業収益	222,107
営業収益計	13,519,914
営業費用	
支払手数料	4,204,222
広告宣伝費	114,133
調査費	3,042,718
調査費	1,360,491
委託調査費	1,682,226
委託計算費	57,123
営業雑経費	149,418
通信費	22,931
印刷費	97,075
協会費	14,950
諸会費	7,077
図書費	7,382
営業費用計	7,567,615
一般管理費	
給料	1,575,919
役員報酬	66,864
給料・手当	1,381,721
賞与	127,334
交際費	2,362
寄付金	3,049
旅費交通費	5,425
租税公課	81,795
不動産賃借料	187,845
退職給付費用	77,323
賞与引当金繰入	532,488
固定資産減価償却費	* 1 63,772
法定福利費	306,886
福利厚生費	8,159
諸経費	203,566
一般管理費計	3,048,597
営業利益	2,903,701

営業外収益	
受取利息	70
受取配当金	3,601
雑益	5,572
営業外収益計	9,244
営業外費用	
為替差損	12,425
雑損	5,117
営業外費用計	17,542
経常利益	2,895,403
特別損失	
器具備品除却損	0
特別損失計	0
税引前中間純利益	2,895,403
法人税、住民税及び事業税	1,097,060
法人税等調整額	△ 184,393
法人税等合計	912,667
中間純利益	1,982,736

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	20,065,811
当中間期変動額						
剰余金の配当						△ 2,403,708
特別償却準備金の取崩					△ 0	0
中間純利益						1,982,736
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	-	-	-	-	△ 0	△ 420,971
当中間期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	19,644,839

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	20,565,811	22,965,811	△ 3,177	△ 3,177	22,962,634
当中間期変動額					
剰余金の配当	△ 2,403,708	△ 2,403,708			△ 2,403,708
特別償却準備金の取崩	0	0			0
中間純利益	1,982,736	1,982,736			1,982,736
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			7,494	7,494	7,494

当中間期変動額合計	△ 420,971	△ 420,971	7,494	7,494	△ 413,477
当中間期末残高	20,144,840	22,544,840	4,317	4,317	22,549,157

注記事項

重要な会計方針

当中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券	
移動平均法による原価法	
(2) その他有価証券	
時価のあるもの	
中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法	
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	
時価を把握することが極めて困難と認められるもの	
移動平均法による原価法	
2. 固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産	
定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。	
(2) 無形固定資産	
定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。	
ソフトウェア（自社利用分）	5年
3. 引当金の計上基準	
(1) 賞与引当金	
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。	
(2) 退職給付引当金	
従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。	
① 退職給付見込額の期間帰属方法	
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。	
② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。	
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。	
4. 消費税等の会計処理方法	

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間 (2020年9月30日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	建物 131,195千円 器具備品 406,733千円
※2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日
※1 減価償却実施額	有形固定資産 62,734千円 無形固定資産 1,037千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間 減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	38,300	-	-	38,300
2. 配当に関する事項				
配当金支払額				
2020年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・2,403,708千円				
(ロ) 1株当たり配当額・・・・・・・・・・62,760円				
(ハ) 基準日・・・・・・・・・・2020年3月31日				
(ニ) 効力発生日・・・・・・・・・・2020年6月26日				

(金融商品関係)

当中間会計期間 (2020年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金・預金	18,848,643	18,848,643	-
(2) 未収委託者報酬	2,858,500	2,858,500	-
(3) 未収収益	2,709,132	2,709,132	-
(4) 未収入金	5,015	5,015	-

(5) 投資有価証券 その他有価証券	49,680	49,680	-
(6) 預り金	(56,644)	(56,644)	-
(7) 未払金	(2,507,564)	(2,507,564)	-
(8) 未払費用	(462,478)	(462,478)	-
(9) 未払消費税等	(280,896)	(280,896)	-
(10) 未払法人税等	(1,169,000)	(1,169,000)	-

(*) 負債で計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、
(8) 未払費用、(9) 未払消費税等並びに(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2) 子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,640,302千円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 32,747千円)及びその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額 31,200千円)及び敷金(中間貸借対照表計上額 450,632千円)並びにその他長期差入保証金(中間貸借対照表計上額 10,030千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(2020年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	34,454	27,256	7,198
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	15,226	16,202	△975
合計		49,680	43,458	6,222

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 (単位：千円)	関連するセグメント名
東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）	2,758,466	投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント

(1株当たり情報)

当中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	
1株当たり純資産額	588,750円84銭
1株当たり中間純利益金額	51,768円57銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	22,549,157千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	22,549,157千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数	38,300株
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益金額	1,982,736千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る中間純利益金額	1,982,736千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

公開日 2021年1月7日
作成基準日 2020年12月3日

本店所在地 東京都千代田区丸の内1-8-2
お問い合わせ先 商品企画部 ドキュメンテーショングループ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年 6 月 1 日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奈 良 昌 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 直 毅 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月3日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奈良 昌彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報

の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。